

山梨市保護のしおり



ご利用にあたって

人生の中で、自分の能力や努力だけではどうすることも出来ない事情があると思います。例えば、一生懸命に働いても生活ができない、病気や事故などの思いがけないできごとで働けない、年齢を理由に失業し再就職先もみつからないなどなど……自身の備えや努力だけで、人生のハードルをすべてクリアできるものではありません。

そんな時に、福祉事務所にご相談ください。生活保護の利用だけではなく、その方々1人1人の悩みの解消のために、ご協力します。

生活保護とは

年金や給与などの収入が、国が定めた「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、ご自身の稼働能力やご自身の資産、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に、困窮状態に応じて必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、一日でも早くご自身の力で生活が送れるように手助けをするのが生活保護です。

生活保護を利用することは、日本国憲法に定められた国民の権利ですので、法律によって決められた必要な条件にあてはまる限り、どなたでも平等に利用することが出来る制度です。

生活保護利用までのながれ

生活保護の利用の際は、次のような順序になります。

1 相談

生活に困っている、生活保護について聞きたいと思ったら、山梨市役所福祉課（山梨市福祉事務所）に相談してください。

相談時には、普段の生活状況や預貯金等の資産状況、家族や親戚との交流状況などをお聞きします。プライベートな部分で、話しづらいこともあると思いますが、気軽に相談してください。相談の中で、生活保護について説明を聞き、利用が必要と感じた場合には申請をしてください。

2

申請

生活保護を利用するには、本人の意思により申請する必要があります。申請に伴い、調査に必要な書類や資産の状況を確認できる資料などの提出が必要になります。

※明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護制度の利用を開始する場合があります。

3

調査

●資産の調査

生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など活用が可能な資産がある場合には、売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の土地家屋は保有が認められる場合があります。また、個別の事情や条件によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合がありますので、相談してください。

●病状や就労の調査

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先とします。個別の状況に応じて、医療機関やハローワーク等に調査をおこないます。

●扶養義務の調査

両親、子供、兄弟姉妹などの親族から、援助を受けることができる場合は受けてください。ただし、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合や、10年程度音信が不通となっているなど「扶養義務を期待できない方」には照会を見合わせることもあるので、ご相談ください。

●生活保護以外の助成制度等の活用調査

生活保護以外にも年金や各種手当、医療費助成制度など、生活を支えるためのさまざまな公的制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。個別の状況に応じて、関係機関等に調査をおこないます。

4 審査

調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、各種手当、養育費など。）を比較して判定します。

下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足する生活費を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

◎生活保護の「基準」

最低生活費（世帯員の人数、年齢等の世帯構成により決まります。）

◎生活保護が利用できない場合

世帯の収入（給料、年金、手当、養育費など）

◎生活保護が利用できる場合

世帯の収入（給料、年金、手当、養育費など）

不足する生活費

生活保護費

審査結果については、申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの審査結果を通知します。

5 利用開始

生活保護の利用が決定したかたには、生活保護費の支給が開始されます。生活保護受給世帯には、担当の職員（ケースワーカー）が付き、自立に向けて支援を行っていきます。

生活保護の利用が決まったみなさんへ

生活保護の利用が決定したかたには、生活保護費の支給が開始されます。生活保護受給世帯には、担当の職員（ケースワーカー）が付き、自立に向けて支援を行っています。

① 生活保護の種類

①生活扶助

衣食、光熱水費などの日常生活に必要な費用を年齢や世帯の人数などで算定します。また、事情に応じて加算も算定します。

②住宅扶助

家賃や地代、住宅の修繕などの費用を定められた限度の中で支給されます。

③教育扶助

義務教育を受けるための学用品や給食費など最低限必要な費用が支給されます。

④医療扶助

医療費は、保険適用内の費用については、医療機関等に市が直接支給するため、負担は発生しません。

⑤介護扶助

介護認定を受けているかたが、介護サービスを受ける際に発生する自己負担分を、介護保険事業所に市が直接支給します。

⑥出産扶助

出産にかかる費用を定められた限度の中で支給されます。

⑦生業扶助

高校に通う費用や就職するために必要となる資格や技術取得にかかる費用を支給します。

⑧葬祭扶助

葬儀費用について、定められた限度の中で支給されます。

2

生活保護費の支給

生活保護費は、原則として指定の口座に振込みをします。口座の開設が困難な場合等、やむを得ない事情があるかたについては、福祉事務所での窓口支給を行います。

支給日は、毎月5日（5日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日）となっています。

窓口支給の場合には、午前9時～12時、午後1時～3時となっていますので、決められた時間内に来所してください。

3

権利と義務

●生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されています。

1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
2. 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
4. 決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から3か月以内に県知事に対して、不服の申立をすることができます。
5. 国民年金保険料、国民健康保険料、市県民税、NHK放送受信料、住民票交付手数料などの減免を受けることができます。

●生活保護を利用するかたには、次のような事を義務として守っていただきます。

1. 生活向上に向けた努力をしてください。
働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得られるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは、主治医の指示に従い、治療に専念してください。
2. 保護費は支給目的のために使い、無駄な支出をしないよう努力してください。
保護を受ける権利（保護費）は、他の方に譲ることはできません。
住宅の家賃、給食費や教材費などの教育費は、それぞれの目的のため

に支給していますので、滞納等しないでください。

3. 福祉事務所の指示・指導には従ってください。

ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。

●生活保護費の返還について

生活保護の利用開始後に、次のような例で収入を得た場合には、それまでの間に支給した生活保護費を返還してもらうことがあります。

1. 保護利用開始時に、活用可能な資産があったが、すぐにお金に換えられず、開始以降にお金に換えることができたとき。
2. 事故や災害の保険金、補償金、示談金等を受取ったとき。
3. 年金をさかのぼって受取ったとき。
4. 生命保険を解約して、返戻金を受取ったとき。

⑨収入があるのに報告しなかった場合や嘘の報告をした場合、不正受給があった場合等には、すでに支給した生活保護費を返還しなくてはなりません。また、悪質な場合には、法律によって処罰される場合もあります。金額の大小にかかわらず、収入があった場合には、報告してください。

4 届出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、必ずケースワーカーに報告をしてください。

●世帯状況に変化があったときの例

- ・住所が変わるとき
(転居等については必ず事前に相談してください)
- ・家族に変化があるとき
(出生、死亡、転入転出、入退院、事故、結婚など)
- ・就職や離職をしたとき
- ・医療保険の資格を取得や喪失するとき
- ・生命保険等の加入、解約、名義変更をするとき
- ・家賃や地代が変更となる時
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき

●収入に変化があったときの例

- ・給料や賞与など収入があったとき
- ・年金などの公的な手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・相続、養育費、仕送り等の収入があったとき
- ・上記は一例であり、あらゆる収入が届出の対象となります

④就労に伴う収入の申告を適正に行えば、一定の金額を収入として認定しない取扱いができ、手元に残る金額が増えることになります。

①基礎控除

就労収入がある場合に、給与総額に応じて、一定の金額が差し引かれます。

②未成年者控除

未成年者が就労した場合、基礎控除の他に一定の金額が差し引かれます。

③その他の控除

社会保険料、所得税、通勤交通費等が必要経費として差し引かれます。

5 医療

病気やけがで病院へ通院または入院する時は、保険証の代わりとなる、「医療券」が必要となります。原則として、福祉事務所の窓口で受取り、医療券を持って病院に行くこととなります。ただし、やむを得ず、窓口に来ることが出来ない場合は、担当ケースワーカーに相談してください。

●通院の場合

- ・同じ病気や症状で、2つ以上の病院を受診することはできません。
- ・夜間や休日に緊急で病院を受診した場合には、受診後にすみやかに担当ケースワーカーに連絡してください。
- ・薬については、医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合には、後発医薬品を使用することが決められています。

●入院の場合

- ・入院の予定がある時や退院が決まった時には、すみやかに担当ケースワーカーに連絡してください。

●その他

- ・医療券は、交通事故等の第三者行為には使用できません。
- ・医療保険外の必要は、本人負担となります。

6 介護

介護が必要となったときは、介護保険サービスを利用できます。
介護保険サービスを利用するには、まずは、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要か、介護認定を受ける必要があります。手続きについては、担当ケースワーカーに相談してください。

●65 歳以上のかたの場合

介護保険法の被保険者であるため、介護が必要と認定された場合には、介護保険制度の利用が可能です。

ケアマネジャーと契約し、介護保険制度の利用を開始します。

費用については、保険内の 9 割を介護保険制度で負担し、1 割分の自己負担金については、生活保護制度から、サービス提供をした事業所に支払いますので、保険内であれば、原則として本人負担はありません。保険外の費用は、本人負担となります。

●40 歳から 64 歳のかたの場合

介護保険法の被保険者ではないため、介護保険制度は利用できません。

原則として、障害福祉制度が優先となり、障害認定が受けられないかたや、利用したいサービスが障害福祉サービスに無い場合には、生活保護法の介護給付の利用を検討します。

生活保護制度の介護給付の利用方法は、介護保険制度と同じです。

ただし、費用については、保険内の 10 割を生活保護制度から、サービス提供をした事業所に支払う仕組みとなっています。

利用者負担については、保険内であれば、原則として本人負担はありません。保険外の費用は、本人負担となります。

●介護保険サービス利用時の注意点

- ・介護保険法のルールはすべて適用されます。
- ・自己負担限度額を超えるサービス利用をした場合には、全額自己負担となります。
- ・施設入所や短期入所を利用する方は、必ず、特定入所者介護サービス費の負担限度額認定を申請してください。
- ・施設入所や短期入所を利用する場合には、多床室の利用が可能な施設としてください。

編集・発行 山梨市役所 福祉課 生活保護担当

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843
電話 0553-22-1111（内線 1135,1136）
FAX 0553-23-2800